

高松市西部クリーンセンター精密機能検査業務委託

仕 様 書

環境局 西部クリーンセンター

第1章 総則

(業務の目的)

第1条 本業務は、高松市西部クリーンセンター(以下「当センター」という。)において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則第5条」に基づく精密機能検査を行うことを目的とする。

また、実施に当たっては、当センターの機能を保全するために、施設の現況、運転管理実績等を調査し、その結果を踏まえ維持管理基準及び設計基準と比較・検討し、処理負荷並びに処理機能の現況を把握するとともに、維持管理、設備・装置等それぞれについての総合評価を行い、今後の施設運営・整備に関する改善策及び整備方針についての検討を行うことを目的とする。

(業務の名称)

第2条 高松市西部クリーンセンター精密機能検査業務委託

(仕様書の適用)

第3条 本仕様書は、「高松市西部クリーンセンター精密機能検査業務委託」に適用するもので、受注者は、本仕様書によるほか、本仕様書に明記のない事項であっても業務の履行上必要と思われることについては、当センターと協議の上、これを行うものとする。

(対象施設の概要)

第4条 対象施設

| | | |
|------|----------------------|---|
| 施設名 | 高松市西部クリーンセンター | |
| 所在地 | 高松市川部町930番地1 | |
| 敷地面積 | 16,970m ² | |
| 焼 | 建設面積 | 工場棟:3,439.89m ² ・管理棟:418.86m ² ・計量棟:84.00m ² |
| | 建物概要 | 工場棟:地上4階、地下2階・管理棟:地上2階・計量棟:地上1階 |
| | 延床面積 | 工場棟:8,172.65m ² ・管理棟:805.67m ² ・計量棟:30.00m ² |
| | 工期 | 着工:昭和59年9月25日 竣工:昭和63年3月10日 |
| 却 | 処理能力 | 140t/24h/2基 |
| | 炉形式 | 全連続燃焼方式(ストーカ式) |
| | 煙突高 | 70m |
| 施 | 集塵装置 | バグフィルター |
| | 余熱利用 | 場内給湯 かわなべスポーツセンター温水プール、かわなべ荘に高温水供給 自家発電(3,000kw)蒸気復水タービン |
| 設 | 計量棟 | トラックスケール:20t×2基・25t×1基 |
| | 備考 | 基幹的設備改良工事 工事期間:平成27年7月から平成30年3月まで 主な工事内容 |

| | | |
|------------------|--|---|
| | | 発電機更新(1,400kw⇒3,000kw) 排ガス処理設備更新(電気集じん器⇒バグフィルター) ボイラ設備部分更新 高圧受電盤、配電盤、計器類更新 |
| 破 砕 施 設 | 建設面積 | 工場棟:2,636.04㎡ |
| | 建設概要 | 工場棟:地上4階、地下1階 |
| | 延床面積 | 工場棟:5,947.67㎡ |
| | 工 期 | 着工:平成7年7月20日 竣工平成9年3月27日 |
| | 処理能力 | 100t/5h |
| | 破砕機形式 | 横型回転式(供給フィーダ付) |
| | 選別方法 | 磁力・アルミ・粒度・風力選別 |
| | 処理対象物 | 破砕ごみ及び粗大ごみ |
| | 選別種類等 | 可燃物:焼却処理 鉄・アルミニウム:資源化 プラスチック:焼却処理 不燃物:埋立処分 |
| | 貯留搬出設備 | 貯留ホッパー7基 |
| 備 考 | 基幹的設備改良工事 工事期間:平成29年9月から令和元年8月まで 主な工事内容 高圧受電盤、配電盤、計器類更新、各種コンベア類部品交換 | |

(業務の内容)

第5条 業務の内容の詳細については、第2章によるものとする。

(業務の履行)

第6条 業務の履行に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「循環型社会形成推進基本法」などの廃棄物に関する最新の法令、規則、指針、マニュアル等を遵守しなければならない。

(委託期間)

第7条 契約締結の日より令和8年3月25日まで

(業務管理)

第8条 受注者における、管理技術者及び照査技術者は技術士法に定める衛生工学部門(廃棄物管理)又は、総合技術管理部門(廃棄物管理)の資格を保有する技術士でなければならない。

なお、管理技術者及び照査技術者は兼務できない。また、各技術者は自社の社員であり、本業務着手以前に3ヵ月以上の直接雇用関係にあり、これらを証明する書類として、各技術者の資格証明書の写し及び雇用関係が確認できる書類の写し等を提出すること。

2 受注者における各技術者は、業務の全般に渡り技術的管理を行うものとする。

3 業務の進捗を図るため、業務実施前・実施中に受注者は当センターと十分な協議を行い、協議

打ち合わせ事項等は、受注者が議事録を作成し、当センターに提出すること。

4 現地調査、打合せ等については、各技術者で実施することし、管理技術者については、その内容により発注者の要請により参加が必要となる場合がある。

(法令等の遵守)

第9条 本業務を実施するに当たっては、関係法令、政令、省令、条例、規則、通知等を遵守すること。

(資料の貸与)

第10条 本業務の遂行上必要となる資料は当センターが貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、受注者はリストを作成の上、当センターに提出し、業務完了とともに返納すること。

(機密の保持及び中立性の遵守)

第11条 受注者は、本業務の遂行上知りえた事項を他人に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

(留意事項)

第12条 受注者は、関係する官公庁等との協議を必要とする場合、あるいは協議を求められた場合は、その対応を行うこと。

2 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記すること。

3 受注者は、発注者と厳密な連絡をとり、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められたときは、直ちに報告を行うこと。

4 本業務の重要部分については、下請けを認めない。ただし、発注者が認める業務の一部について外注する場合は、発注者の承諾を受けた後、下請け通知書を提出すること。

5 現地調査等の業務遂行に当たり身分証明書が必要な場合は、受注者に申請し証明書の発行を受けるものとする。

(提出書類)

第13条 受注者は、業務の着手に先立ち、次の関係書類を遅滞なく、当センターに提出し、承諾を得ること。又、受注者は、打合せ及び協議の都度、議事録を作成し、発注者に提出すること。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 業務着手届 | 1部 |
| (2) 業務計画書 | 1部 |
| (3) 工程表 | 1部 |
| (4) 管理技術者届(経歴書添付) | 1部 |
| (5) その他必要なもの | 1式 |

2 受注者は、業務の完了に当たって次の成果品を提出すること。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 完了届 | 1部 |
| (2) 報告書 A4版 | 5部 |
| (3) 業務写真帳 | 1部 |
| (4) 同上 電子データ CD-R等 | 1式 |
| (5) その他必要なもの | 1式 |

(検収)

第14条 受注者は、業務完了後、所定の手続きを経て当センターの検収を受けること。

2 本業務は、当センターの検収合格をもって完了するが、提出された成果品に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合、受注者は責任をもって速やかに訂正すること。

(疑義の解決)

第15条 本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合又は、本仕様書に定めのない事項が生じた場合、受注者は当センターと十分な打合せ又は協議を行い、業務の遂行に支障がないように努めなければならない。

(業務カルテ作成登録)

第16条 契約金額100万円(税込)以上の業務について、受注者は、測量調査設計業務実績情報(TECRIS)入力システム「(財)日本建設情報総合センター」に基づき、「業務カルテ」を作成し、当センター調査職員の確認を受けた後に(財)日本建設情報センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを当センター調査職員に提出すること。

2 提出期限は、原則、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後の土日・祝祭日・年末年始を除く10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、検収合格後の土日・祝祭日・年末年始を除く10日以内とする。
- (3) 業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出すること。

(契約不適合)

第17条 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の契約不適合が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(その他)

第18条 既設構造物を汚染し、又はこれらに損害を与えたときは、受注者の負担と責任で復旧すること。

2 受注者は、業務着手に先立ち、現地の状況、その他についての綿密な調査を行い、十分状況把握の上、業務着手すること。

3 作業等に必要な電力及び用水は、発注者の承諾を得た後使用してよい。

4 本業務の実施において疑義が生じた場合は、発注者の指示に従うこと。

5 業務完了後、受注者は、速やかに不要材料、仮設物等を処分若しくは撤去し、清掃しなければならない。また、発生した廃材等は、本業務完了後、発注者の指示により搬出すること。

(不当要求行為の排除対策)

第19条 受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77

号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団関係者(暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。))又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下、「暴力団等」という。)から不当要求行為(不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下、「不当要求行為」という。)を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 受注者の下請業が暴力団等から不当要求行為を受け者の下請業が暴力団等から不当要求行為を受け場合は、受注者に報告するよう下請業を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保)

第20条 労働関係法規を遵守及び適正な労働条件を確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間(特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間)を遵守すること。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当っては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は、毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払いの遅延等の事態が起こらないように十分配慮すること。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。
なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) 受注者は、本業務において法定外の労災保険に付さなければならない。
- (7) (1)から(6)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

(公益通報制度)

第21条 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます(同制度における通報方法:電子メール又は

書面を高松市公正職務審査会に提出書面を高松市公正職務審査会に提出(原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。)メールアドレス:naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先:総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会)

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局コンプライアンス推進課所管)は、契約監理課ホームページに掲載しています。

第2章 精密機能検査

本業務は、施設の機能を保全するために、処理工程毎に各種調査を実施しその結果と維持管理基準及び設計基準とを比較し、処理負荷及び処理機能を検討するとともに、設備設置の状況を調査し、必要な改善点を指摘するものである。

なお、取りまとめ方法については、当センターと協議の上、決定すること。

(調査の概要)

第22条 既存資料(過去3年間の実績を基本とする)の収集整理により、施設の概要、処理工程及び、改良工事等の内容について調査する。

(運転・作業状況及び書類の調査)

第23条 搬入量、不適物量、処理量、焼却灰量、売電電力、使用電力量、燃料使用量、用水量、薬剤使用量、油脂使用量等の実績を調査し、資料(運転実績資料等)収集・整理により、次の事項について調査及び取りまとめを行う。

(1) 維持管理状況

ア 運転体制

運転人員や体制、勤務時間などの運転体制を調査する。

イ 日常作業

処理、搬入、搬出、貯留量等の工程ごとに日常の作業状況を調査する。

ウ 保守点検

クレーン、自家用電気工作物等の各種法定点検等の実施状況について調査する。

エ 修繕・改造等の経緯

過去の修繕、改造等の内容及び費用を調査する。

(2) 有害物質等の調査

有害物質等調査・分析、悪臭分析、ごみ質等は、当センターの調査結果を提供する。
各分析での調査結果を検証、整理し、取りまとめを行う。

(3) その他必要な項目

(対象施設等の現地調査)

第24条 対象となる施設の機械・電気設備等、構造物の状況を現地調査する。

なお、損傷等の状況は写真撮影し、注釈を付け整理する。

(設備、装置等の状況調書)

第25条 状況調書については、当センターが提供する運転資料、定期点検業務委託結果等の設備装置維持管理資料を基に、設備、装置等について「良」「要補修」「要交換」「要改造」について考察を行いその箇所を示すこと。

(1) 土木・建築物設備

亀裂、損傷箇所の有無、不等沈下、漏水、浸水の有無等を検査する。

(2) 機械設備

腐食、損傷の有無、装置の振動、異常音、温度上昇、その他軸受等のオイル・グリスの補給状況及び損耗等を検査する。

(3) 電気・計装設備

腐食、損傷の有無、絶縁の良否、装置の振動、異常音、温度上昇、その他配線、安全器の状況等を検査する。

(4) 計装設備

管理計器の故障、設備状況及び指示値の異常、損傷個所の有無等を検査する。

(5) 配管・弁設備

腐食、損傷の有無、接続箇所の漏水・浸水の有無、その他弁類の作動の検査をする。

(6) その他

(設計基準値との比較)

第26条 検査及び調査等の結果に基づいて処理施設ごとに、それぞれの機能を設計基準値との比較・検討をすること。

(総括評価)

第27条 調査の結果に基づいて、総合評価を行うとともに、施設の構造等、設備及び維持管理上の改善点を抽出し、必要に応じその改善策についての検討を行うものとする。

また、必要に応じて既設プラント施工業者への聞き取り調査を実施すること。

(施設整備の方針)

第28条 施設の状況を把握した上で、現在の処理量等に対し適切な処理方法及び将来的な処理方式について、施設整備に係る事項を検討し、今後の施設整備計画の参考資料として提出するものとする。また、内容については、受注者と協議により決定するものとする。